Withはかた Ⅲ

発行
令和6年2月1日
Vol.14

相談事例の紹介「学校卒業後の進路について」

通信制高校に在籍する知的障がい（軽度）のあるAさん。将来は‘動物に関わる仕事をしたい’という夢がありましたが、進路は決まらず卒業を迎える時期となりました。本人・家族、関係機関で進路について話し合い、就労移行支援（就労を希望している方に対して、働くために必要な知識・能力を身につけるトレーニングや、その人に合った職場探しのサポートを行う障がい福祉サービス）を利用していくこととなりました。

卒業後、いくつかの就労移行支援事業所の見学や体験をしましたが、本人が気持ちを表現することが苦手なため、決められないまま10か月ほど過ぎました。本人・家族と面談を重ねたところ、家族は急ぐ気持ちが強かったのですが、本人は「将来一人暮らしをしたい」「家事やお金の管理の仕方も学びたい」と気持ちを打ち明けてくれました。

そのため、自立訓練（自立した生活ができるように一定期間身体機能または生活能力向上のために必要な支援を行う障がい福祉サービス）を検討しました。本人と共に見学し、体験まで進み、「楽しく通うことができそう」「雰囲気もよくプログラムもよかった」と嬉しそうに話してくれました。1年くらい時間はかかりましたが、今は自立訓練を利用し、夢に向かって‘できること’を増やして、生活基盤を整えることから取り組んでいます。

令和5年度第2回　はかた暮らしネットワーク会議開催！
「防災について～災害が発生した場合に障がい福祉サービス事業所としてどうすべきか～」

令和6年2月1日、博多区内の在宅生活を支える障がい福祉サービス事業所（居宅介護・生活介護・グループホームなど）を対象に、防災研修を開催しました。

講師は、社会福祉協議会の事務局長を務め、災害ボランティアセンターの運営に携わってこられた木山淳一氏をお招きしました。体験談をまじえながら、災害時の活動の様子や、災害時要配慮者、個別避難計画、ハザードマップの活用法などお話いただきました。令和6年度からBCP（事業継続計画）策定が義務化されるに伴い、策定までにすべての職員が参加し検討する過程が大切であることが強調されました。

グループワークでは、災害への備えついて意見交換を行いました。「災害に対する認識や、地域と災害のつながりを考えることができた」「他の業種の方々と話す機会になり、様様な視点で考えることができた」という意見が参加者から寄せられました。

◎事業所紹介◎

就労継続支援A型事業所「クローバーサポート南福岡店」
〒812-0894
福岡市博多区寿町2-8-10 寿町事務所2F　(電話)092-558-0423

南福岡駅から徒歩1分の場所にある、就労継続支援A型事業所です。こちらの施設では、お菓子の箱詰めやドッグフード2種類をブレンドした後に包装作業を行った上で納品。その他、年賀状や名刺作り等も行っています😊また車椅子の方も利用出来るように、昇降台も設置されています。

施設外就労では、焼鳥の余分な脂を取り除く下処理を行っています。その他では、エアコン掃除やライト部分の配線接続作業を行っており、福岡市～北九州のエリアまで出向いているとの事です😮✨

冠婚葬祭用の
お菓子🍪
箱詰め作業の
行程です✐

シンボルマーク紹介

白杖SOSシグナル

白杖は、視覚障がいの方が、歩行の際に路面や周囲の情報を得て、障がい物などから安全を確保するために使用する白い杖です。白杖を頭上50cm程度に掲げている人を見かけたら、それはSOSのサインです。視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。正面から声をかけ、何に困っているのか聞いて、みんなでサポートしましょう。

お知らせ

障がい者の法定雇用率について

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現 の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。
令和6年4月より障がい者の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられます。

	令和5年度まで	令和６年4月	令和８年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

博多区第２障がい者基幹相談支援センター
☎０９２－５８９－６２９２

〒812-0894 博多区諸岡1丁目15-22
FAX　092-589-6293
E-mail　daichi@center.email.ne.jp
＜開所日＞平日９：００～１７：００